

シンガポール
意匠規則
2005年S556改正
2005年9月1日施行

目次

第 I 部

- 規則 1 引用
- 規則 2 定義
- 規則 3 手数料
- 規則 3A 書類の提出
- 規則 4 様式
- 規則 4A 書類のサイズ
- 規則 5 書類への署名
- 規則 6 書類の送達
- 規則 7 書類送達のための住所
- 規則 8 代理人

第 II 部 意匠の登録

第 1 節 意匠の登録可能性

- 規則 9 登録から除外される意匠
- 規則 10 紋章等で構成される意匠の登録
- 規則 11 現存者又は最近の死亡者
- 規則 12 意匠の産業上の利用

第 2 節 登録出願

- 規則 13 意匠の登録出願
- 規則 14 意匠の表現
- 規則 15 新規性の陳述
- 規則 16 意匠法第 5 条(3)に基づく所定の場合
- 規則 17 秘密の開示に関する陳述
- 規則 18 他の物品等に関する先の意匠登録に関する陳述
- 規則 19 優先権の主張
- 規則 20 見本(Samples)
- 規則 21 見本(Specimens)
- 規則 22 複数の出願
- 規則 23 出願の取下
- 規則 24 出願の補正
- 規則 25 出願の回復

第3節 雑則

規則 26 分類

規則 27 方式要件

規則 28 登録の通知の公告

規則 29 防衛目的で関連する意匠

規則 30 情報及び書類の閲覧

第 III 部 登録簿

規則 31 登録意匠の詳細の登録簿への記入

規則 32 証明書及び謄本

規則 33 登録簿の訂正

第 IV 部 意匠登録期間の延長

規則 34 登録期間の延長の通知

規則 35 登録期間

規則 35A 不適合の通知

規則 35B 登録簿からの登録意匠の抹消

第 V 部 登録可能な取引

規則 36 登録簿に記入すべき取引の詳細

規則 37 取引の詳細の登録申請

規則 38 譲渡抵当権者又は実施権者であるとの主張の取消

第 VI 部 意匠登録の放棄及び取消

規則 39 登録放棄の通知

規則 40 取消の申請

規則 41 反対陳述書

規則 42 申請を裏付ける証拠

規則 43 反対陳述書を裏付ける証拠

規則 44 応答の証拠

規則 45 更なる証拠

規則 46 その後の手続に対する指示

規則 47 証拠物件

規則 47A 事前審理

規則 48 取消の聴聞

規則 49 決定の通知

規則 49A 取消手続における期間の延長

規則 49B 争いがなかった場合の取消申請の費用

規則 49C 第三者による参加

規則 50 裁判所への付託

規則 51 裁判所に対する申請の登録官への送達

第 VII 部 証拠及び手続

規則 52 影響を受ける者が聴聞を受ける権利

規則 53 登録官による聴聞は公開する

規則 54 登録官に対する手続における証拠

規則 55 法定宣言書

規則 56 宣言を執行する公務員の印章の届出

第 VIIA 部 費用

規則 56A 費用の申請

規則 56B 費用算定

規則 56C 算定手続

規則 56D 費用の額

規則 56E 証明書

第 VIII 部 期間の延長

規則 57 期間の延長請求

規則 58 登録局を原因とする期間の不遵守

第 VIIIA 部 電子オンラインシステム

規則 58A 電子オンラインシステムの構築

規則 58B 口座所有者の登録

規則 58C 識別ネームと認証コード

規則 58D 登録官に事項変更を通知する義務

規則 58E セキュリティ措置

規則 58F 電子オンラインシステムの使用者の義務

規則 58G 口座所有者の登録取消

第 IX 部 雑則

規則 59 就業時間及び非就業日

規則 60 郵便業務の中断等による期間延長

規則 60A 事案管理会議

規則 60B 書類、情報又は証拠を求める登録官の権限

規則 60C 公的機関による住所の変更

規則 60D 裁判所への提訴

規則 61 書類の刊行及び販売

規則 62 裁判所の命令、宣言及び証明書の提出

規則 63 費用の担保

規則 64 翻字及び翻訳

規則 65 書類の補正及び不備の修正

規則 66 名称又は住所の変更申請

規則 66A 意匠公報

第 X 部 移行規定

規則 67 最初の期間後の関連意匠の登録の延長

規則 67A [削除]

規則 68 情報に対する権利

附則 1 (規則 3(1), 規則 30(1) 及び規則 68(1)) 手数料

附則 2 (規則 4(3)) 様式(省略)

附則 3 (規則 19(2), 規則 22, 規則 26, 規則 28 及び規則 31) 物品の分類

附則 4 (規則 56D(1)) 費用の額

第I部

規則1 引用

本規則は、2000年登録意匠規則として引用することができる。

規則2 定義

(1)本規則では、文脈上他に要求されない限り、

「アカウント保有者」とは、規則58Bに基づき登録官によりアカウント保持者として登録された者をいう。

「認証コード」とは、規則58Bに基づき、登録官がアカウント保有者に割り当てた識別コード、パスワード若しくはその他の識別方法又は手続きをいう。

「意匠公報」とは、規則66Aに基づき、この名称で出版された刊行物を意味し、「電子オンラインシステム」とは規則58Aに基づき構築された電子オンラインシステムをいう。

「識別名」とは、規則58Cに基づき、登録官によりアカウント保有者に割り当てられた識別名をいう。

「新規性の陳述」とは、規則15に基づいて行う陳述をいう。

「織物」とは、繊維製若しくは合成樹脂製の反物、ハンカチーフ、ショール又は登録官が随時決定する類似の性質を有するその他の類の物品をいい、これについて求められる保護は、模様及び装飾の特徴のみに限定される。

(2)この部の適用上、

(a)関連意匠に関する「最初の登録期間」、

(b)「関連意匠」、

(c)「連合王国法」、及び

(d)「連合王国登録簿」、とは、意匠法附則の第1項においてこれらの表現に与えられた意味を有する。

(3)文脈上他に要求されない限り、「月」という語は、登録官が発する決定、指示又はその他の書類において用いられる場合は、暦月をいう。

(4)本規則、又は登録官が発する決定、指示若しくはその他の書類により何らかの行為を行うために定められる期間は、(5)、(6)及び(7)に従って計算する。

(5)当該行為を特定日から又は特定日後の特定期間内に行うことを要する場合は、その特定期間は、特定日の直後に開始する。

(6)当該行為を特定日前の特定期間内又はこれより前に行うことを要する場合は、その特定期間は、特定日の直前に終了する。

(7)当該行為を特定日の前又は後の特定の正味日数内に行うことを要する場合は、少なくともその日数が行為を行う日と特定日の間になければならない。

規則3 手数料

(1)附則1に定める手数料は、当該附則に定める事項に関して、登録官に支払うべきものとする。

(2)手数料は、登録官が指示する手段及び方法により支払う。

規則 3A 書類の提出

- (1) 登録官は、意匠法に準拠せずに電子オンラインシステムを用いずに登録局に提出された書類の受取り又は処理を拒絶することができる。
- (2) 登録局に提出する各書類は
 - (a) 言語は英語を使用する，又は
 - (b) 英語でない書類の場合には，書類の英語翻訳を添付する。
- (3) 登録局に提出する各書類は
 - (a) 丈夫な用紙を用いて提出するとともに
 - (b) 判読しやすくで，変色のない方法で記載するものとする。
- (4) 登録官が(2)又は(3)に従わない書類の受取りを拒絶する場合には，登録官は出願人に，書類が(2)，場合によっては(3)に従っていない点を指摘する通知を送達する。
- (5) 登録官に提出する書類が複写である場合，登録官は，
 - (a) 当該書類を受け取るか否か又は処理するか否かを定める，及び
 - (b) 原本を登録局に提出するよう要求することができる。
- (6) 登録官は，電子オンラインシステムの手段を執って提出された書類のハードコピーの提出を求めることができる。

規則 4 様式

- (1) 登録官は意匠公報に次に掲げる内容を公告する。
 - (a) 意匠法に基づき，登録官により処理する他の手続きに使用された様式
 - (b) 様式使用に関する登録官の指示，及び
 - (c) 様式又は指示に対する補正又は変更。
- (2) 何れの様式も，次のいずれかを目的とする場合には，登録官の指示に基づき変更することができる。
 - (a) 意図された場合以外の使用，又は
 - (b) 電子オンラインシステムによる処理の遂行
- (3) 本規則にいう番号付様式は，次に掲げるものの現行版として解釈される。
 - (a) 付則 2 に定めるもの，及び
 - (b) 意匠公報に公告されるもの

規則 4A 書類のサイズ

登録官が与えることのできる指示に従うことを条件として，登録官に引渡，送付，提出又は送達する，意匠法によって許可或いは要求されるすべての様式，通知その他の書類は，電子オンラインシステムを通じない場合には，A4 判の用紙を用いて引渡，送付，提出又は送達する。

規則 5 書類への署名

- (1) パートナiershipのために又はこれを代表して署名する書類には，すべてのパートナーの名称を完全に記載し，次の者が署名する。
 - (a) パートナー全員
 - (b) パートナiershipを代表して署名すると陳述するパートナー，又は

(c) パートナーシップを代表してその書類に署名する権限があると登録官を納得させるその他の者

(2) 法人のために又はこれを代表して署名する書類には、その法人の取締役、秘書役若しくはその他の役員、又はその法人を代表してその書類に署名する権限があると登録官を納得させるその他の者が署名する。

(3) 法人化されていない団体又は社団が、又はこれを代表して、署名する書類には、そのように署名する資格があると登録官が認める者が署名することができる。

規則 6 書類の送達

(1) 意匠法又は本規則により、何らかの書類を登録官又は登録局に引渡、送付、提出又は送達することが許可又は要求される場合は、その引渡、送付、提出又は送達は、次に掲げる方法で行うことにより登録官又は登録局に対して効力を生ずることができる。

(a) 郵便による書類の送付

(b) 書類の引渡、送付、提出又は送達につき、登録官又は登録局に対して支払うべき手数料がない場合は、ファックスによる書類の送付

(2) 意匠法により、登録官又は登録局以外の者に書類を引渡、送付又は送達することを認められ、又は要求された場合は、郵便による方法で、引渡、送付、又は送達することができる。

(3) 意匠法により、登録官または登録局による通知又は書類の引渡、送付又は送達が認められている、又は要求された場合は、登録官または登録局は次に掲げる方法で引渡、送付、又は送達を行うときに、相手方に対し効力を生ずることができる。

(a) 郵便による通知又は書類の送付、

(b) ファックスによる通知又は書類の送付

(4) (2) 又は (3) に基づき、通知又は書類の送付が郵便による方法でなされる場合、異なる事実が証明される場合を除き、通知又は書類の引渡し、送付、又は送達は、当該書類が通常の郵便の配達により相手側に到達した時からその効力を生ずる。

(5) (2) 又は (3) において、通知又は書類が郵便料金前払い専用封筒の方法により規則 7 にいう当事者の送達住所に送付される場合は、当該通知又は書類は郵送の方法により相手方に送付されたものとする。

(6) 何人も、(1) により、ファックスで書類を提出しようとする場合は、

(a) 登録官又は登録局が受け取った書類全部又は一部が判読しがたい、又は書類のいずれかの部分が登録官又は登録局に受け取られなかった場合は、書類は提出されなかったものとし、

(b) 書類の可読性及び完全性に関する举证責任は送付側が負うものとする。

(c) 送付日から 14 日以内に、ファックスにより送付した書類の原本及び送付日時を確認する書状を登録官に提出するものとする。

(d) 書類を送ろうとした者が(c)に従っていない場合、書類は初めから提出されなかったものとみなす。

(7) (1) (b) の規定は、規則 42(1)、43(1) 又は 44(1) に基づく法定宣誓の方法による証拠提出には適用しない。

規則 7 書類送達のための住所

(1) シンガポールにおける書類送達のための住所は、次の者が又はその代理が、提出する。

- (a)すべての意匠登録出願人，及び
 - (b)登録官に対するその他の手続のすべての当事者
- (2)当該手続に関連して本規則に基づきある様式を提出することを要する場合で，その様式が書類送達のための住所の提供を求めるものであるときは，その様式を用いて当該手続に対する書類送達のための住所を提出する。
- (3)(2)に基づく書類送達のための住所の提出は，その様式を提出する事項についてのみ有効とする。
- (4)登録官に書類送達のための住所の変更を求める申請は，様式D1にて行う。
- (5)(4)の申請に関して対応する前に，登録官は，自己が適当と考える変更の証明を求めることができる。
- (6)ある者の書類送達のための住所宛に引き渡し，送付し，提出し又は送達したものは何れも，その者に対して正当に引き渡し，送付し，提出し又は送達されたものとみなす。
- (7)(1)又は(4)に基づいて別段の趣旨の提出があればこれに従うことを条件として，登録官は，次のことを行うことができる。
- (a)意匠登録出願人の書類送達のための住所を，その意匠が登録された場合の所有者の住所として扱うこと，及び
 - (b)ある者のシンガポールにおける取引又は事業上の住所を，その者の書類送達のための住所として扱うこと

規則8 代理人

- (1)登録官は，ある者が別の者の代理人として行為する権限を認められている意匠法又は本規則に基づく事項を処理するときは，代理人又はその本人の署名又は出頭を求めることができる。
- (2)登録官は，代理人に対して書面による通知を送付することにより，当該代理人に代理権の証拠を提出するよう求めることができる。
- (3)登録官に対する手続の当事者となった者が初めて代理人を指名する場合，又はある代理人の代わりに別の代理人を指名する場合は，新たに指名された代理人は，自己が代理人として行為する最初の機会に又はその前に，様式D2を登録官に提出する。
- (4)意匠登録に関連して意匠法により要求若しくは許可される行為，又は登録意匠に関する手続は，(3)にいう新たに指名された代理人が同項に従うまでは，その代理人が又は代理人に対して行うことはできない。

第II部 意匠の登録

第1節 意匠の登録可能性

規則9 登録から除外される意匠

登録官は、次の物品のいずれかに適用することを意図する意匠の登録を拒絶する。

- (a) 彫刻品(工業プロセスによって複製するためのひな形又は原型として使用され、又は使用を意図される鋳型又はひな形を除く)
- (b) 記念銘板、メダル及び円形浮彫り
- (c) 本のカバー、カレンダー、証明書、クーポン、洋裁用型紙、グリーティングカード、ラベル、ちらし、地図、図面、遊戯用カード、葉書、切手、商業広告、業務用書式及びカード、転写画並びに類似の物品を含む、主として文学的又は芸術的性質の印刷物

規則10 紋章等で構成される意匠の登録

(1) いずれかの国家、居留地、市、自治都市、町、地方、会、法人、政府組織、法定委員会、機関又は人物の名称、頭文字、紋章、記章、騎士団勲章、勲章、旗又は図形の表現が登録出願の対象である意匠に表れる場合は、登録官は、その意匠の登録を進める前に出願人に対し、同意を与える権利を有すると登録官が認める公務員又はその他の者による当該事項の登録及び使用に対する同意を登録官に提出するよう求めることができる。

(2) 登録官は、自己が定める時間内に当該同意が提出されない場合は、その意匠の登録を拒絶する。

規則11 現存者又は最近の死亡者

(1) ある者の名称又は表現が登録出願の対象である意匠に表れる場合は、登録官は、出願人に対し、意匠の登録を進める前に、その者又は最近死亡した者の場合は死亡者の法定代理人の同意を登録官に提出するよう求めることができる。

(2) 登録官が定める時間内に当該同意が提出されず、かつ、出願人が、同意を得ることがその事例の状況において不可能又は非現実的であることを登録官に納得させない場合は、登録官は、その意匠の登録を拒絶する。

規則12 意匠の産業上の利用

(1) 意匠法第9条の適用上、意匠は次の場合に産業上利用されたものとする。

- (a) 販売又は賃貸の目的で、50個超過の三次元の複製品が作成された場合
- (b) 販売又は賃貸の目的で、長さ単位で製造されている1又は複数の物品において三次元で複製された場合
- (c) 次の製造用に使用されている型(plate)として複製された場合
 - (i) 販売又は賃貸の目的での50個超過の三次元の複製品、又は
 - (ii) 販売又は賃貸の目的での三次元による1又は複数の物品

(2) (1)の適用上、三次元による2以上の複製品で、同一の一般的性質を有し、かつ、一緒に使用することを意図したものは、単一の複製品である。

第2節 登録出願

規則13 意匠の登録出願

意匠法第11条に基づく意匠の登録出願は、様式D3(本節においては願書という)にて行う。

規則14 意匠の表現

(1) S556/2005により削除

(1A) 登録官は、次に掲げる内容を指示するために、実施指示を発令することができる。

(a) 意匠表現として提出される、意匠の異なる図面の最大数

(b) 各図面の寸法、及び

(c) 1つの意匠登録出願に添付する表現の組数

(2) 意匠の表現又は意匠表現として提出されるものが複数である場合の各面の表現は、再製に適した写真又は図面の形にする。

(3) 組物への適用を意図する意匠の登録出願を行う場合は、表現には組物の中の異なる各物品に適用するとおりの意匠を示す。

規則15 新規性の陳述

(1) 出願人が新規であると認める意匠の特徴を説明する陳述を願書に記載する。

(2) 織物、壁紙又は類似の壁被覆材、レース又は織物若しくはレースの組物に適用する意匠の模様又は装飾の登録出願の場合は、(1)は適用されない。

規則16 意匠法第5条(3)に基づく所定の場合

意匠法第15条に基づく意匠登録出願の補正請求が承認された場合に、登録官の意見ではその補正により出願が最初に提出された意匠を著しく変える効果をもたらすときは、登録官は、意匠法第5条(3)に基づく自己の権限を行使することができる。

規則17 秘密の開示に関する陳述

(1) 出願人は、意匠法第8条が自己の出願に関して適用されると主張する場合は、願書にその旨の陳述を含める。

(2) 陳述は次のとおりとする。

(a) 当該出願に関して適用される意匠法第8条の規定を特定する。

(b) 関連の日付を含め、意匠の開示が行われた状況を説明する。また

(c) 出願人が意匠法第8条(2)は当該出願に関して適用されると主張する場合は、博覧会の名称及び開会日、開催場所並びに意匠の最初の開示日

(3) 出願人は、自己の主張を裏付ける追加の情報又は書類を提出することができる。

規則18 他の物品等に関する先の意匠登録に関する陳述

(1) 出願人は、意匠法第10条が自己の出願に関して適用されると主張する場合は、願書にその旨の陳述を含める。

(2) 陳述には、先の登録又は場合により登録官が要求する意匠の先の登録出願の詳細を含める。

(3) 出願人は、自己の主張を裏付ける追加の情報又は書類を提出することができる。

規則 19 優先権の主張

(1) 次の場所においてなされた意匠登録出願を理由に優先権が主張された場合は(本規則においては「優先権出願」という)、当該優先権の詳細を願書に含める。

(a) 意匠法第 12 条に基づく条約国, 又は

(b) 意匠法第 12 条に定める規定に対応する規定が意匠法第 13 条に基づいて定められた別の国又は領土

(2) (1) いう内容には次に掲げるものを含むものとする。

(a) 次のものが提出された国又は地域

(i) 優先権出願, 又は

(ii) 複数の優先権出願の場合は, 各優先権出願

(b) 次のものに関する日付

(i) 優先権出願が提出されたとき, 又は

(ii) 複数の優先権出願の場合は, 各優先権出願が提出されたとき

(c) 意匠に係る物品が所属する, 付則 3 に従った分類

(d) 優先権出願において, 登録が求められた一つ又は複数(但し全部ではない)の物品に対し優先権を主張する場合は, 優先権を主張する物品, 及び

(e) 複数の優先権出願にわたって優先権を主張する場合は, 各優先権出願で優先権を主張する物品。

(2A) 登録官は, 何時でも出願人に対し, 登録官を納得させるために, 証明又は立証についての権限を持つ当該国又は当該地域の登録局又はその他の所轄官庁が発行する次の証明書の提出を求めることができる。

(a) 優先権出願の出願日,

(b) 登録機関又は所轄官庁の国又は地域,

(c) 意匠の表示, 及び

(d) 優先権出願が網羅する物品

(3) (2A) に規定する証明書が英語でない場合は, 登録官が納得するように証明又は立証された, 証明書の内容の英語による翻訳文を証明書に添付する。

規則 20 見本(Samples)

(1) 織物への適用を意図する二次元の意匠の登録出願には, その織物の見本を添付することができる。

(2) 織物の見本は, 登録官が特定する寸法又は重量を超えてはならない。

(3) 登録官は, 自己の裁量により, 織物の見本の受領を拒絶することができる。

規則 21 見本(Specimens)

登録官が別段の要求をしない限り, 如何なる見本も提出してはならない。

規則 22 複数の出願

意匠が次に関する場合は, 2 以上の意匠を同一の登録出願の対象にすることができる。

(a) 附則 3 に従って分類した同一の類若しくは副類の物品, 又は

(b) 同一の組物

規則 23 出願の取下

意匠法第 14 条にいう意匠登録出願の取下通知は，様式 D4 による。

規則 24 出願の補正

(1) (2)に従うことを条件として，意匠登録出願の補正を求める意匠法第 15 条に基づく請求は，様式 D5 にて行う。

(2)意匠登録出願における出願人の名称と住所に関する補正を求める請求は，様式 D1 により行う。

規則 25 出願の回復

意匠登録出願の回復を求める意匠法第 16 条に基づく通知は，様式 D6 による。

第3節 雑則

規則26 分類

意匠登録の目的で、物品は附則3に従って分類する。

規則27 方式要件

(1)規則10, 規則11, 規則13, 規則14, 規則15, 規則17, 規則18及び規則19に基づく要件は、意匠法第16条, 第17条及び第18条の適用上, 方式要件とする。

(2)登録官は、登録出願に対する審査の過程において、登録官が登録の様式要件を満たしていないとする場合は、この旨の書面による通知を出願人に送達する。

(3)登録官が書面による通知を送達した日から3月以内に出願人が次の行為を行わなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

(a)書面による陳述

(b)登録官に聴聞を申請すること, 又は

(c)不遵守の事項につき訂正を申請すること

(4)出願人が、(3)(a), (b)又は(c)に定めるいずれかの行為をなすための期間の延長を希望する場合は、期間が満了する3月以内又は登録官が許可した期間の満了前に、様式TD16により、登録官に対し、期間の延長申請を行うものとする。

(5)出願人が陳述のために聴聞を申請する場合は、登録官は、出願人の弁論を聴聞する聴聞日を出願人に通知する。

(6)聴聞のために、出願人は、少なくとも聴聞日の14日前に、登録官に対し書面による申立て及び証拠書類(bundle of authorities)を提出する。

(7)聴聞における或いは書面による出願人の陳述に関する登録官の決定は、書面又は登録官が適当と認めるその他の方法で、出願人に伝達する。

(8)出願人が登録官の決定に対し上訴を望む場合は、

(a)出願人は、その決定の日から1月以内に所定の手数料を納付し、かつ書面で登録官に登録官の決定理由を述べるよう請求する。

(b)登録官は請求日から2月以内に決定理由を出願人に送付する。

(9)登録官の決定理由が出願人に送付された日付は、登録官による上訴決定日とみなされる。

規則28 登録の通知の公告

意匠法第18条(d)に基づき意匠公報において公告する意匠の登録の通知は、次の詳細を含む。

(a)登録日

(b)意匠法第12条又は第13条に基づく優先権の主張に基づいて付与された優先日(もしあれば)及び当該国又は領土の名称

(c)登録保有者の名称, 住所及び書類送達のための住所

(d)附則3に定める分類番号を含め, 意匠が登録された物品

(e)登録番号, 及び

(f)意匠の表現

規則 29 防衛目的で関連する意匠

登録官が意匠登録出願に関して意匠法第 29 条(1)に基づく指示を与える場合は、意匠の表現及び出願を裏付けるために提出された証拠は、指示の有効期間中は登録局において一般閲覧に供さない。

規則 30 情報及び書類の閲覧

(1) 意匠法第 28 条に基づく情報の請求又は登録意匠に関する書類の閲覧許可を求める請求には、附則 1 に定める該当の手数料を添付する。

(2) 意匠法第 28 条及び第 29 条並びに本条規則(3)及び(4)に従うことを条件として、登録官は、請求に明記された書類の閲覧を許可する。

(3) 書類の閲覧を請求した者は、登録官が次のことを証明するのに十分と認める証拠を提出しなければならない。

(a) 所有者が閲覧に同意していること、又は

(b) 意匠法第 28 条が請求に関して適用されること

(4) 登録官は、次の書類の閲覧請求を拒絶することができる。

(a) 登録官及び登録局の職員が使用するためにのみ登録官が作成した書類

(b) 登録官の請求によるかその他により、検査及びその後送り手に返却するために登録官に引き渡され又は提出された書類

(c) (1)にいう請求の写し

(d) 登録官が発行又は引き渡した書類で、登録官が秘密として扱うべきと認めるもの

(e) 登録官の意見では、その内容が何人かに損害を与えるような形でその者の名誉を傷つけるとする書類

(f) 2000 年 11 月 13 日より前に登録官に引き渡され又は提出された書類

第III部 登録簿

規則 31 登録意匠の詳細の登録簿への記入

各登録意匠に関して、次の詳細を登録簿に記入する。

- (a) 登録日
- (b) 意匠法第 12 条又は第 13 条に基づく優先権の主張に基づいて付与された優先日(もしあれば)及び当該国又は領土の名称
- (c) 所有者の名称、住所及び書類送達のための住所
- (d) 意匠が登録された物品。附則 3 に基づく分類番号を含む。
- (e) 登録番号
- (f) 意匠の表現
- (g) 意匠に関する新規性の陳述
- (h) 意匠に影響を与える意匠法第 34 条に基づく登録可能な取引(もしあれば)の詳細
- (i) 該当すれば、意匠が意匠法第 9 条又は第 10 条により登録されている旨の陳述
- (j) 登録官が適当と認めるその他の詳細

規則 32 証明書及び謄本

次のものを求める意匠法第 55 条(3)に基づく申請は、様式 D7 にて行う。

- (a) 登録簿の記入事項の認証謄本、又は
- (b) 登録簿の認証抄本

規則 33 登録簿の訂正

(1) (2)に従うことを条件として、登録簿の誤記の訂正を求める意匠法第 57 条に基づく請求は、様式 D5 にて行う。

- (2) 登記簿の出願人の名称と住所に関する訂正を求める請求は、様式 D1 にて行う。

第IV部 意匠登録期間の延長

規則 34 登録期間の延長の通知

- (1) 登録官は、現行の意匠登録期間の末日より 6 月以内 1 月前までに、期間の満了が近づいていること及び延長の方法について、登録保有者に書面で通知する。
- (2) 現行の登録期間の延長申請が既になされている場合には、(1)は適用されない。
- (3) 最初の登録期間満了での関連意匠の登録期間の延長には、(1)は適用されない。

規則 35 登録期間

- (1) 規則 67 に従うことを条件として、意匠の登録期間の延長申請は、様式 D8 にて行う。
- (2) 意匠登録期間の延長申請は、現行の意匠登録期間の満了日より
 - (a) 6 月以上前に提出してはならない、又は
 - (b) 6 月を過ぎて提出してはならない。
- (3) 現行の意匠登録期間の満了日から 6 月以内に意匠登録期間の更新申請を提出する場合は、更新申請は様式 D8 を用い所定の延長手数料を添えて提出する。

規則 35A 不適合の通知

- (1) 意匠登録期間の更新申請に対する審査において、登録官は、申請が整っていないと認める場合は、申請人に対してその旨書面による通知をなす。
- (2) 申請人が次の行為を行わなかった場合、登録官は、当該申請が取り下げられたものとして扱うことができる。
 - (a) 通知に関して登録官に書面で応答する、又は
 - (b) 通知で定める期間内に、通知に記載された登録官が指定する要件を満たす。
- (3) (2) (a) 又は(b)にいう行為をなすための期間の延長を申請人が希望する場合は、申請人は、通知に定める期間又は登録官が従前に許可した延長期間の満了前に、様式 D16 により、登録官に対し、期間の延長申請を行うものとする。

規則 35B 登録簿からの登録意匠の抹消

登録官は、次の場合、登録意匠を登録簿から抹消することができる。

- (a) 規則 35 に基づき意匠登録期間の更新申請が行われない場合、又は
- (b) 意匠登録期間の更新申請が規則 35 条に基づき提出されたが、出願人が
 - (i) 更新に関する登録官の指示に従わない場合、又は
 - (ii) 登録官に対し、自己の申請の取下げ若しくは放棄を希望している旨を通知した場合。

第V部 登録可能な取引

規則 36 登録簿に記入すべき取引の詳細

意匠法第 34 条の適用上、登録簿に記入すべき登録可能な取引の所定の詳細は、次のとおりである。

- (a) 登録意匠又はそれにおける権利の譲渡の場合は、
 - (i) その後の所有者の名称及び住所
 - (ii) 譲渡の日、及び
 - (iii) 譲渡が意匠における権利に関する場合は、譲渡される権利の説明
 - (b) 意匠使用のためのライセンスの付与の場合は、
 - (i) 実施権者の名称及び住所
 - (ii) ライセンスが排他的ライセンスである場合は、その事実
 - (iii) ライセンスが制限つきの場合は、その制限の説明、及び
 - (iv) ライセンスが限定期間であるか又はかく証明できる場合は、当該ライセンスの期間
 - (c) 登録意匠又はそれにおける権利に対する担保権の付与の場合は、
 - (i) 被付与者の名称及び住所
 - (ii) 担保権の性質(すなわち、固定か流動か)、及び
 - (iii) 担保権及び担保に供された意匠における権利の範囲
 - (d) 登録意匠又はそれにおける権利に関連する人格代表者による同意の形成の場合は、
 - (i) 同意により意匠又はそれにおける権利が帰属する者の名称及び住所、及び
 - (ii) 同意の日
 - (e) 登録意匠又はそれにおける権利の移転を命じる裁判所又はその他の管轄当局の命令の場合は、
 - (i) 被移転者の名称及び住所
 - (ii) 命令の日、及び
 - (iii) 移転が意匠における権利に関する場合は、移転される権利の説明
- また、上記の各場合において、記入がなされた日付を登録簿に記入する。

規則 37 取引の詳細の登録申請

- (1) 意匠法第 34 条に基づく登録可能な取引の詳細を登録するための申請、又は意匠法第 35 条に基づく取引の詳細を登録官に通知するための申請は、様式 D9 にて行う。
- (2) 申請は、次のとおりとする。
 - (a) 取引が譲渡である場合は、譲渡の全当事者が又はこれの代表が、署名する。
 - (b) 取引がライセンス又はサブライセンスの付与の場合は、ライセンス又はサブライセンスの付与者が署名する。
 - (c) 取引が担保権の付与の場合は、譲渡抵当権設定者(mortgagor)が署名する。
 - (ca) 取引が、登録意匠又はそれに関する権利に係る同意書の個人代表者によりなされた場合は、個人代表者若しくは受益者又は両者の代表が署名する。
 - (cb) 取引が、裁判所又はその他の所轄官庁による登録意匠あるいは当該権利の移転命令によりなされた場合は、登録官が取引を成立させるのに十分であるとする書類による証拠を添付する。

(d) (a) (b) (c) 又は (ca) にいう取引が、当該項に従って申請に署名されていない場合は、当該取引の十分な証明であると登録官が考える証拠を添付しなければならない。

(2A) (2) の規定に従わない場合は、(1) に基づき、登録官は、申請を拒絶し、新たな申請を提出するよう要求することができる。

(2B) 本規定の適用上、申請書に署名を求められる当事者が法人である場合、当該当事者は、申請書に社印を捺印することができる。

(3) 登録官は、申請人に対し、登録官が指定する期間内に登録官が適切と考える申請を裏付ける書類、証書又は情報を提供するよう求めることができる。

(3A) 出願人は、(3) の要求に従うために期間の延長を希望する場合は、登録官が定める期間又は登録官が前回許可した延長期間の満了日前に、様式 D16 により、登録官に対し、期間の延長請求を提出することができる。

(3B) 取引が、義務を課す文書によってなされる場合は、当該文書が正当に作成されたことを確認した登録官が、申請に対する承認を行うこととする。

(4) 意匠法第 34 条に基づいて記載された登録可能な取引の詳細を補正するための申請は、様式 D10 にて行う。

規則 38 譲渡抵当権者又は実施権者であるとの主張の取消

(1) ある者の名称が譲渡抵当権者 (mortgagee) 又は実施権者として登録簿に記入されている場合は、当該人は、様式 D11 による申請を行うときに、自己は譲渡抵当権者又は場合により実施権者であるとは主張しない旨の注記を登録簿に記入させることができる。

(2) 登録官は、申請人に対し、登録官が定める期間内に、登録官が当該申請に関連して求めることのできる証拠を提供するよう指示することができる。

第VI部 意匠登録の放棄及び取消

規則 39 登録放棄の通知

- (1) 意匠法第 26 条に基づく意匠登録の放棄は、様式 D12 の通知を登録官に提出することにより行うことができる。
- (2) 登録保有者が次のことを行わない限り、放棄は有効ではない。
 - (a) 意匠を放棄する物品を通知に記載すること
 - (b) その意匠に利害を有する他のすべての者の名称及び住所を通知に記載すること、及び
 - (c) 上記のすべての者に関して、その者が次であることを通知において証明すること
 - (i) 登録を放棄するという登録保有者の意思を 3 月以上前に通知されていたこと、及び
 - (ii) 放棄によって影響されないこと、又は影響される場合に放棄に同意していること
- (3) 放棄は、(1) 及び(2)を満たしている旨の通知を登録官が受領した時点で有効となる。
- (4) いずれかの物品に関する意匠登録の放棄は、意匠登録がその物品に関して有効でなくなるのと同一の効果を有する。

規則 40 取消の申請

- (1) 意匠登録の取消を求める登録官に対する意匠法第 27 条に基づく申請は、様式 D13 にて行う。
- (2) 申請書には、申請を行う理由の陳述書を添付する。
- (3) 意匠の登録保有者が登録官に申請書及び陳述書を提出すると同時に、登録官は、申請書及び陳述書の副本を意匠の登録保有者に送付する。

規則 41 反対陳述書

- (1) 登録保有者が規則 40 に基づく申請に応答することを希望する場合は、申請書及び陳述書の写しを受領した日付から 2 月以内に、次の事項を十分に記載する反対陳述書を様式 D14 にて 2 部、登録官に提出する。
 - (a) 自己の登録を裏付けるものとして自己が依拠する理由、及び
 - (b) (もしあれば) 自己が認容する申請において主張された事実
- (2) 登録保有者は、反対陳述書を登録官に提出すると同時に、申請人に対して当該反対陳述書の写しを送付する。
- (3) 反対陳述書を提出する期間の延長請求は、登録保有者が申請書及び反対陳述書の写しを受領する日付から 2 月以内に行う。
- (4) 登録官が反対陳述書の提出を許可する延長期間の合計は、登録保有者が申請書及び反対陳述書の写しを受領する日付から 4 月を超えないものとする。
- (5) 期間の延長請求の前に、登録保有者は、申請人及び延長により影響を受ける虞のある他のすべての者に通知を行い、通知には次に掲げる内容を含める。
 - (a) 延長を求める登録保有者の意図の陳述、延長請求する期間及び延長の理由、並びに
 - (b) 申請人又は延長により影響を受ける虞のある他の者の書面による同意の請求。
- (6) 延長請求には次の証拠書類を添付する。
 - (a) (5) に定める通知の写し、及び
 - (b) もしあれば、申請人又は延長により影響を受ける虞のある全ての者の書面による同意

(7) 次の場合、登録官は延長の付与を拒絶することができる。

登録保有者が

(a) 延長に関する適当かつ十分な理由を示さなかった場合、又は

(b) (5)に定める通知が申請人及び延長により影響を受ける虞のある他のすべての者に送達されたことを登録官が納得できるように示さなかった場合

(8) (5)に定める通知を受けた者が、通知日から2週以内に、延長に関する書面による同意を提出しない又は拒否した場合であっても、登録官は、延長に関する正当かつ十分な理由が示されたと認めれば、規則67に定める聴聞を行わずに、延長を許可することができる。

(9) 意匠法第27条(4)にいう、登録官が裁判所に当該出願を託す場合においては、本規定及び規則42～48条は適用しない。

規則 42 申請を裏付ける証拠

(1) 申請人は、登録保有者から反対陳述書を受領した日から2月以内に、自己の申請を裏付けるために提示することを希望する証拠を法定宣言の方法で登録官に提出し、同時にその証拠の写しを登録保有者に送付する。

(2) 申請人が(1)に従って証拠を提出しなかった場合は、登録官が別段の指示を与えない限り、申請人は自己の申請を取り下げたものとみなされる。

規則 43 反対陳述書を裏付ける証拠

(1) 規則42にいう申請人の証拠の写しを登録保有者が受領した日から2月以内に、登録保有者は自己の反対陳述書を裏付けるために提示することを希望する証拠を法定宣言の方法で登録官に提出し、同時にその証拠の写しを申請人に送付する。

(2) 登録保有者が(1)に従った証拠を提出しなかった場合は、登録官が別段の指示を与えない限り、登録保有者は自己の反対陳述書を取り下げたものとみなされる。

規則 44 応答の証拠

(1) 規則43にいう申請人が登録保有者の証拠の写しを受領した日から2月以内に、申請人は法定宣言の方法で応答の証拠を登録官に提出し、同時にその写しを登録保有者に送付する。

(2) 申請人が当該更なる証拠を登録官に提出する場合は、申請人は、同時にその証拠の写しを登録保有者に送付する。

(3) 応答の証拠は、登録保有者の証拠に厳密に応答する事項に限る。

規則 45 更なる証拠

何れの当事者も更なる証拠を提出することができないが、ただし、登録官に対する手続において、登録官は、自己が適当と考えればいつでも、自己が適当と考える費用又はその他に関する条件に基づいて、いずれかの当事者に更なる証拠を提出するよう許可又は指示を与えることができる。

規則 46 その後の手続に対する指示

登録官は、規則40にいう取消申請に関するその後の手続に関して自己が適当と考える指示を与えることができる。

規則 47 証拠物件

(1) 規則 40, 規則 41, 規則 42, 規則 43, 規則 44 又は規則 45 に基づいて提出される何らかの証拠に付した証拠物件がある場合は, 自己の主張の裏付けとして証拠物件に依拠する当事者は, 他方当事者の請求に基づき, かつ, その者の費用で, それぞれの証拠物件の写しを前記の他方当事者に送付する。

(2) 当該写しを便宜に提供することができない場合は, 閲覧に供するために原本を登録官に提出する。

(3) 登録官が別段の指示を与えない限り, 取消の聴聞においては証拠物件の原本を提出する。

規則 47A 事前審理

(1) 登録官は, 当事者らが証拠の提出を完了した後いつでも, 当事者らに対して事前審理に出頭するよう指示することができ, そこにおいて登録官は, 手続の正当, 便宜かつ経済的な処理に必要又は望ましいとする指示を与えることができる。

(2) 事前審理において, 登録官は, 手続における事案の一部又は全部の和解の可能性を含む事項について検討することができ, 当事者らに対し, 自己が求める情報を提供するよう求めることができる。

(3) いずれかの当事者が(1)又は(2)に基づき与えられた指示に従わない場合は, 登録官は, 手続を却下するか, 自己が適当と認める命令を下すことができる。

(4) 登録官による指示又は命令は, 登録官が適当と認める条件で保留又は変更することができる。

(5) 事前審理中のいずれかの時点で, 当事者らが訴訟手続における紛争事項の全部又は一部について和解することに同意する場合は, 登録官は, 手続に関する決定を下すか, 又は和解を実行するために正当と認める命令を下すことができる。

(6) 一方の当事者が事前審理に出頭しなかった場合は, 登録官は, 手続を却下するか, 登録官が適当と認める他の命令を下すか, 又は事前審理を延期することができる。

(7) 一方の当事者が出頭しない場合に登録官が下した命令は, 当該当事者の申請により, 登録官は自己が適当と認める条件により破棄することができる。

規則 48 取消の聴聞

(1) 当事者による証拠の提出が完了した場合は, 登録官は, 事件についての主張を聴聞する日を当事者に通知する。

(2) 当事者は, 聴聞日の少なくとも 1 月前までに, 書面の提出物及び典拠の束を登録官に提出し, 同時にそれぞれの書面の提出物及び典拠の束を互いに交換する。

(3) 聴聞に出頭しようとする者は, その聴聞の前に様式 D15 を登録官に提出する。

(4) 聴聞の前に様式 D15 を登録官に提出しない当事者は, 聴聞を希望しないものとして扱うことができ, 登録官は, その当事者が欠席のまま聴聞を進めることができ, 又は聴聞を進めることなく自己の決定を下し, 手続を却下し, 若しくは自己が適当と考える他の命令を発することができる。

(5) 様式 D15 を登録官に提出した後に, ある当事者が聴聞に出頭しない場合は, 登録官は, その当事者が欠席のまま聴聞を進めることができ, 又は聴聞を進めることなく自己の決定を下

し、手続を却下し、若しくは自己が適当と考える他の命令を発することができる。

(6)何れの当事者も聴聞に出頭しない場合は、その手続を削除することができるが、その後登録官の指示に基づいて復活することができる。

(7)いずれかの当事者が出頭しない聴聞に従って登録官が下した決定は、その当事者の申請に基づいて、登録官が適当と考える条件により、登録官が破棄することができる。

(8) (6)又は(7)に基づく手続の復活又は決定の破棄を求める本条規則に基づく申請は、手続の削除後又は場合により聴聞後7日以内に行う。

規則 49 決定の通知

登録官は、聴聞の日から3月以内に、自己の決定及びその理由を当事者に通知する。

規則 49A 取消手続における期間の延長

いずれかの当事者に期間の延長が認められた場合は、登録官は、自己が適当と認めるときは、当該当事者を聴聞することなしに、他の当事者に対してもその後の処置をとるのに合理的な期間の延長を認めることができる。

49B 争いがなかった場合の取消の費用

取消に対して登録保有者が争わなかった場合は、登録官は、申請人に費用請求すべきか否かを決定するにあたって、取消申請の提出の前に申請人が登録保有者に対して合理的な通知をしていれば手続きが避けられたか否かを考慮する。

49C 第三者による参加

(1)登録保有者以外で規則40に基づく取消申請の対象である登録意匠に利害関係を有すると主張する者は、登録官に対し、書面にて手続きに参加することを申請することができる。

(2)登録官は関係当事者の意見を聴聞した後に、自己が必要とするなら、

(a)手続きの参加を拒絶することができ、又は

(b)自分が適当と認める条件(費用に関する取決めを含む)により手続きの参加を許可することができる。

(3)参加を許可された者は、手続き参加に関して課された条件に従う限りにおいて、係争手続きの当事者として扱われる。

規則 50 裁判所への付託

登録官が規則40に基づく取消申請を受領し、裁決を求めて裁判所に申請を付託することを決定した場合は、登録官は、申請人及び意匠の登録保有者に対し、裁判所への付託の写しを直ちに送達する。

規則 51 裁判所に対する申請の登録官への送達

意匠法第27条に基づき意匠登録の取消申請を裁判所に行った場合は、申請人は、直ちに申請の写しを登録官に送付する。

第VII部 証拠及び手続

規則 52 影響を受ける者が聴聞を受ける権利

(1) 意匠法に基づき手続の当事者に聴聞を行うことまたは聴聞の機会を与えることを要求する登録官に関する意匠法の規定を侵害することなく、登録官は、意匠法により登録官に付与される権能をいずれかの当事者にとって不利に行使する前に、当該当事者に聴聞の機会を与えることができる。

(2) 登録官は、当該当事者に対し、聴聞の日を少なくとも 10 日前に通知しなければならない。

(3) 登録官は、当該当事者に対し、自己の権能の行使において下した決定を通知しなければならない。

規則 53 登録官による聴聞は公開する

意匠法に基づく事項に関する 2 以上の当事者間の紛争に関する登録官による聴聞は、登録官が聴聞に本人が出頭する若しくは代理を出す当事者と協議した後に別段の指示を伝えない限り、公開とする。

規則 54 登録官に対する手続における証拠

(1) 意匠法に基づく登録官に対する手続においては、意匠法別段の定めがある場合、又は登録官が別段の指示を与える場合を除き、法定宣言書によって証拠を与える。

(1A) 宣誓条項(Cap. 211)及び法定宣言書の規定、並びにその規則に従うことを条件として、裁判所規則(Cap. 322R5) 命令第 41 は、裁判所の手続において提出又は使用される宣誓供述書に適用されるのと同様に、必要な修正を加え、登録官の手続において提出又は使用される法定宣言書に関しても適用される。

(2) 法定宣言書は、裁判所への上訴の場合は裁判所において宣誓供述書による証拠の代わりに使用することができ、かく使用された場合は、宣誓供述書による証拠の付随事項及び結果をすべて有するものとする。

(3) 登録官は、個々のケースにおいて、法定宣言書の代わりに、又はこれに加えて、口頭の証拠をとることができ、登録官が別段の指示を与えない限り、証人に対しその法定宣言書又は口頭の証拠についての反対尋問を許可する。

(4) S778/2004 により削除

規則 55 法定宣言書

本規則に基づき提出される又は意匠法に基づく手続に用いられる法定宣言書は、次のとおり作成し、署名する。

(a) シンガポールにおいては、治安判事、宣誓管理官又は訴訟手続の目的で宣誓を管理することを法律によって認められたその他の公務員の面前で

(b) イギリス連邦の他の構成国においては、裁判所、判事、治安判事、公証人又は訴訟手続の目的で宣誓を管理することを法律によって認められたその他の公務員の面前で、及び

(c) その他の国においては、領事、副領事若しくはシンガポール領事の職能を果たすその他の者の面前で、又は公証人、判事若しくは軽罪判事の面前で

規則 56 宣言を執行する公務員の印章の届出

規則 55 により宣言を執行することを許可された者の印章又は署名を添付, 押印又は署名させることを意図する書類は, その印章若しくは署名が真正であること又は宣言を執行する者若しくはその権限の公的な性質の証明なしに, 登録官が認めることができる。

第VIIA部 費用

規則 56A 費用の申請

(1) 意匠法第 56 条の適用上、登録官が処理した手続きに関して費用を得ることを希望する当事者は、次の時期に、手続きに係る費用の裁定を求めて登録官に申請する。

(a) 当該手続き中又は

(b) 次に掲げる日から 1 月以内

(i) 登録官が手続きを終止する決定を下した日、又は場合によって、

(ii) 手続きが取り下げられた、中止又は却下されたことを登録官が当該当事者に通知した日

(2) 手続きに対する費用の裁定の前に、登録官は、手続きの各当事者に対し、費用の裁定に関連して聴聞を受ける機会を与える。

規則 56B 費用の算定

(1) 登録官は、登録官に対する手続きに関して、ある当事者への当事者費用及び当事者を裁定し、かつ、当該当事者が登録官に当該費用の算定を希望する場合、当事者は、費用の裁定日から 1 月以内に、

(a) 登録官に費用請求書の副本を送付することにより、徴収された費用を申請し、かつ、

(b) 同時に費用請求書の副本を徴収手続に利害関係を有するその他のすべての者に送付する。

(2) 各費用請求書には、次に掲げる内容を記載する。

(a) 当該事項においてなされた作業

(b) 当該事項においてなされたすべての支出

(c) 各項目ごとの請求額、及び

(d) 年代順に日付を付した算定手続きに関連するすべての事項、並びに、

(3) 費用請求書に記載された項目のいずれかについて費用が既に裁定されている場合は、その旨及び裁定金額を示す。

(4) (1) により費用請求書の副本が送達された当事者は、当該請求又はその一部について争うことを希望する場合は、請求書の副本の受領から 1 月以内に、(5) に従って副本に印をつけ、印をつけた副本の写しを登録官及び算定を請求する当事者へ送付する。

(5) 費用請求書の副本へ印をつけるとは、その当事者が項目について請求された費用に同意する場合は、各項目の右余白に「同意する」の語を、又は当事者が当該の項目について同意しない場合は「同意しない」の語を記入することをいう。

(6) (4) に定める期間が満了したときに、登録官は、算定手続に利害を有する当事者に対し、算定のためある日時を指定し通知する。

規則 56C 算定手続

(1) 算定手続において聴聞を受ける権原のある当事者が算定のために指定された時間に出頭しない場合は、登録官は、算定を進めることができる。

(2) 登録官は、自己が必要と認める場合は、当該手続を延期することができる。

規則 56D 費用の額

(1) 付則 4 の規定は、算定手続に関して適用する。

(2)当該手続きにおいて認められる費用は,当事者らが支出した出費を補償することをを意図するものではない。

規則 56E 証明書

費用請求書が算定された場合は,算定を請求する当事者は,登録官に様式 D19 を提出することができ,登録官は,算定された費用の金額についての証明書の発行を進めるものとする。

第VIII部 期間の延長

規則 57 期間の延長請求

- (1) 次の期間, すなわち,
- (a) 本規則が定める期間, 又は
 - (b) 行為をなし又は手続を行うために登録官が指定する期間は,
- 様式 D16 による関係人又は関係当事者の請求により, 登録官が適当と認める期間につき, かつ, 条件に基づき, 登録官がこれを延長することができる。
- (2) 期間の延長を請求する前に, 延長を請求する者は延長により影響を受ける虞のあるすべての者又は当事者に対し通知を送達するものとし, 通知には次に掲げる内容を記載する。
- (a) 延長を請求する自己の意思の陳述, 請求する延長期間, 及び延長の理由, 及び
 - (b) 延長により影響を受ける虞のある者又は当事者の書面による同意の請求
- (3) 延長の請求は, 当該期間の満了前に行い, かつ次の文書を提出する。
- (a) (2)にいう通知の副本
 - (b) あれば, 影響を受ける者又は当事者による同意書。
- (4) 登録官は, 次の場合, 延長の許可を拒絶することができる。
- 延長を申請する者が,
- (a) 延長の適当かつ十分な理由を示さなかった場合, 又は
 - (b) (2)にいう通知が延長により影響を受ける虞のある者又は当事者に送付されたことについて登録官による確認が得られなかった場合
- (5) (2)にいう通知が送付される者又は当事者が, 通知日から 2 週以内に, 延長に対する自己の同意を発行しない, 又は同意を拒否した場合でも, 登録官は, 延長について適当かつ十分な理由が示されたことを承認した場合は, 規則 52 に基づく聴聞を行うことなく, 延長の許可を認めることができる。
- (6) (1) から (5) までは, 次の事項には適用されない。
- (a) 規則 27(3) (a), (b) 又は (c) に定める行為を
 - (b) 規則 35 に基づく意匠登録期間の延長に対する請求
 - (c) 規則 37(3) に基づく登録官が求める書類, 文書又は情報の提出
 - (d) 規則 41 に基づく取消請求に対する反対陳述書の提出
 - (e) 規則 67 に基づく関連意匠の登録期間の延長に対する請求。

規則 58 登録局を原因とする期間の不遵守

- (1) 登録局に雇用されている者の作為又は不作為を理由に, ある期間内になし又は講じることが要求される, 意匠登録出願又は登録官に対するその他の手続に関連する行為又は措置がそのようになされない又は講じられなかった場合は, 規則 57 にかかわらず, 登録官は, 当該行為をなし又は措置を講じるための期間を自己が適当と認める期間だけ, 延長することができる。
- (2) 本規則の各規定に関わらず, (1) に基づき行為をなす又は措置を講じるための期間は, その期間が満了していても, 延長することができる。

第VIII部 電子オンラインシステム

58A 電子オンラインシステムの構築

(1) 本規則の目的を実施するため、電子オンラインシステムを構築するものである。

(2) 電子オンラインシステムは、本規則 7(4), 8(3), 13, 24, 27(4), 32, 33, 35, 35A(3), 37(3A), 57(1), 66(1)及び(2)にいう取引を行うために利用することができる。

58B アカウント保有者の登録

(1) 何人も電子オンラインシステムを利用して

(a) 規則 58A(2)(a)にいう取引を実施する、かつ

(b) GIRO(電子資金振替支払いシステム)によりその取引の支払いを行う

ことを希望する者は、登録官が出す作業説明に定める手続に従って、登録官にアカウント保有者として登録するため申請する。

(2) 登録官は、登録官が適当と考える電子オンラインシステムの利用に関する制約条件で、ある者をアカウント保有者として登録することができる。

58C 識別名及び認証コード

アカウント保有者として登録すると、登録官が決定できる識別名及び認証コードが割り当てられる。

58D 登録官に対する変更事項の通知義務

アカウント保有者は、登録官が出す作業説明によって定められる手続に従い、規則 58B に基づきアカウント保有者として登録申請書に記載する詳細事項に変更があった場合は登録官に通知する。

58E セキュリティー対策

(1) アカウント保有者は、割り当てられた識別名及び認証コードの守秘義務と安全を保証し、次の行為をしてはならない。

(a) 識別名及び認証コードを使用する権限のない他の者に識別名及び認証コードを漏らすこと。

(b) 識別名及び認証コードの使用権限を与えられていない他の者に、その使用を許すこと。

(2) 電子オンラインシステムを使用する場合、アカウント保有者は、システムのセキュリティー認証メカニズムを回避してはならない。

58F 電子オンラインシステムの使用者の義務

何人も、本規則及び登録官が出す実務指令に従って電子オンラインシステムを利用するものとする。

58G アカウント保有者としての登録取消

アカウント保有者が、規則 58E 若しくは 58F, 又は登録官の定めた条件若しくは制限に違反したと認められた場合、登録官は、

(a) アカウント保有者の登録、及び

(b) アカウント所有者に割り当てられた識別名及び認証コードを取り消すことができる。

第IX部 雑則

規則 59 就業時間及び非就業日

- (1) (3)に従うことを条件として、意匠法に基づいて業務が行われた場合で、
- (a) 当該業務に関する登録局の業務時間が過ぎてなされた場合、又は
 - (b) 当該業務に関する非就業日になされた場合は、
- 当該業務の翌日(ただし非就業日ではない日)になされたものとする。
- (2) 意匠法に基づく業務の実施期限が、当該業務の非就業日にあたる場合、その期限はその業務の非就業日にあたらぬ翌日に延長されるものとする。
- (3) 誤解を避けるために、規則 58A(2)にいう取引の実施期限が非就業日にあたる場合は、電子オンラインシステムを利用することができる場合でも、その期限は非就業日にあたらぬ翌日に延長されるものとする。
- (4) 規則 58A(2)にいういずれかの取引を実施する場合で、書類が
- (a) 電子オンラインシステムにより登録官に送付され、かつ、
 - (b) 当該システムにより登録官に書類を送信し又は提出する当該業務の非就業日でない日の真夜中より前に、かかる送信を受信するために設定されたそのシステムのサーバにより受信された場合、当該書類は、登録局に当該日時に送信又は提出され、かつ受信されたとみなす。
- (5) (4)の適用上、書類を含む送信の最後のバイトが(4)にいうサーバにより受信された場合、当該書類は登録局に送信又は提出され、かつ受信されたとみなす。
- (6) 電子オンラインシステムにて書類を送付し又は提出する者は、
- (a) 当該書類の送付又は提出、及び
 - (b) 送付又は提出が行われた日時
- を証明するものとして、当該システムにより発行される送信記録を作成することができる。
- (7) 規則 6(6)に従うことを条件として、本項にいう書類は、
- (a) ファックスにて登録官又は登録局に送信され、かつ
 - (b) 次の方法にて受信される場合、すなわち、
- (i) かかる送信を受信するため登録局が指定したファックス機により、
 - (ii) 登録官に書類をファックスにて送付又は提出する業務の非就業日でない日の真夜中より前に、当該ファックス機により受信された場合、
- 当該書類は、登録局に当該日時に送信又は提出され、かつ受信されたとみなす。
- (8) (7)の適用上、
- (a) 完全な書類から成るすべての資料が(7)にいうファックス機により受信された場合、書類は、登録局に送信又は提出され、かつ受信されたとみなす。
 - (b) (7)にいうファックス機により記録される書類の受信日時は、反証がない限り、当該書類が登録局に送付又は提出され、かつ受信された日時とみなされる。
- (9) 意匠法における特定業務に関する「非就業日」とは、登録局が一般人による当該業務の取引を休業する日をいう。

規則 60 郵便業務の中断等による期間延長

- (1) 次のような中断があった場合、すなわち
- (a) シンガポールの郵便業務

(b) 登録局の運営，又は

(c) 電子オンラインシステムの運営

の中断があった場合は何時でも，登録官は，実施指示(practice directions)を出して，その日を「中断」があった日として宣言することができ，意匠法に定める通知，申請又はその他書類の引渡し，送付，又は提出又は送達の期間が宣言された日に満了する場合，当該期間は，非就業日ではない翌日(ただし宣言されていない日)まで延長される。

(2) 如何なる場合においても，意匠法に定める期間内に，通知，出願又はその他の書類に係る引渡し，送付，提出又は送達ができなかったことが，完全又は主にシンガポールの郵便業務又は電子オンラインシステムの不具合又は遅延に帰せられるものであると登録官が認める場合，登録官は自己が適当と認め指定できるような期間に，その期間を延長することができ，その期間は次に掲げる期日に満了する。

(a) 受取人が通知，出願又はその他の文書を受領する日

(b) かかる受領日が非就業日の場合は，その翌日(ただし非就業日でない日)

(3) 登録官は，(2)の延長事由をすべての当事者に通知するものとする。

60A 事案管理会議

本規則の如何なる規定にもかかわらず，登録官への出願又は手続のいかなる段階においても，登録官は，当該事件の正当で迅速かつ経済的な処理のために自己が適当と認める命令又は指令を与えるために，出願人又は当事者に対し，事案管理会議に出席するよう指示することができる。

60B 書類，情報又は証拠を求める登録官の権限

本規則の規定にかかわらず，登録官への出願又は手続のいかなる段階においても，登録官は，出願人又は任意の当事者に対し，登録官が指定する期間内に，登録官が合理的に要求する書類，情報又は証拠を提出するよう指示することができる。

60C 公的機関による住所の変更

(1) 住所又は場合により書類送達のための住所が公的機関により変更され，変更された住所が従前と同一の敷地建物を示す場合は，当該申請を求める規則 7(4)又は規則 66(2)に基づく登録官への申請には，手数料を納付する必要はないものとする。

(2) (1)にいう請求には，公的機関による当該変更に関する書面による証拠を添付する。

60D 裁判所への提訴

意匠法に基づき裁判所へ提訴する者は速やかに，訴状の謄本を登録官に提出する。

規則 61 書類の刊行及び販売

登録官は，登録局による書類及びその書類に関する情報の刊行及び販売を手配することができる。

規則 62 裁判所の命令，宣言及び証明書の提出

意匠法に基づき裁判所より命令若しくは宣言がなされ又は証明書が付与された場合は，その

命令、宣言又は証明書が自己の名義でなされ若しくは付与された者、又は複数人の場合は登録官が指示するそのうちの1は、登録官に様式D17及びその命令、宣言又は証明書の写しを提出する。

規則 63 費用の担保

(1) 登録官に対する手続の当事者がシンガポールに居住せず、事業も営んでいない場合は、登録官は、自己が十分と認める様式及び額の費用の担保を供するようその当事者に求めることができる。

(2) 登録官が、本規則に基づく申請又は請求を行う当事者に費用の担保を供するよう求め、その当事者が登録官の要求を満たさなかった場合は、登録官は、その申請又は請求を放棄し又は取り下げたものとして処理することができる。

規則 64 翻字及び翻訳

(1) 登録官に引渡し、送付又は提出した書類又は書類の一部が、ローマ字以外の文字による語又は英語以外の言語による語を含む又はこれで構成される場合は、登録官が別段の指示を与えない限り、次を添付する。

(a) 登録官が納得するような、各語の英語への翻訳及び必要な場合には翻字、及び

(b) 各語が属する言語に関する陳述

(2) 登録官は随時、自己が納得するように証明又は立証された翻訳又は翻字の写しを自己に提出するよう求めることができる。

規則 65 書類の補正及び不備の修正

本規則の規定に従うことを条件として、登録官に付与、送付又は提出された書類の補正、及び本規則に基づく手続における不備の修正は、登録官の指示に基づきかつ登録官が課す条件で行うことができる。

規則 66 名称又は住所の変更申請

(1) 何人かが、登録簿又は登録官に引渡し、送付若しくは提出した書類に記載された自己の名称の変更を求める場合は、その請求は様式D1にて行う。

(2) 何人かが、登録簿又は登録官に引渡し、送付若しくは提出した書類に記載された自己の住所又は書類送達のための住所の変更を求める場合は、その請求は様式D1にて行う。

(3) 請求について行為する前に、登録官は、自己が適切と考える変更の証明を求めることができる。

(4) 当該変更の正当な証明がある場合は、登録官は、登録簿又は場合により書類を補正する。

規則 66A 意匠公報

(1) 登録官は、意匠公報という名称の定期刊行物を発行し、これには次に掲げる内容を含める。

(a) 規則4(1)、28及び67(3)に基づき当該広報において公告することが求められている事項、

(b) 意匠法に基づき登録官が出した作業説明、及び

(c) 登録官が適切と認めるその他の情報

(2) 登録官が別段の指示をしない限り、意匠公報は月刊とする。

第X部 移行規定

規則 67 最初の期間後の関連意匠の登録の延長

(1) 関連意匠の登録期間を最初の登録期間の満了から延長する申請は、様式 D18 にて行うものとし、意匠法附則の第 3 項(3)にいう事項に加えて、次の事項を添付する。

- (a) 連合王国登録簿に登録保有者として記入された者の名称及び住所
- (b) 申請人のシンガポールにおける書類送達のための住所
- (c) 連合王国法に基づき登録された意匠の同一表現 3 部。そのすべてが複製に適し、長さ 15 センチ以下、幅 13 センチ以下の寸法でなければならない。
- (d) 連合王国法に基づく意匠の登録出願に関して使用したものと同一の新規性の陳述
- (e) 登録官が求めるその他の情報又は書類

(2) 関連意匠の登録期間に関する延長申請は、関連意匠の最初の登録期間の満了日の

- (a) 6 月より以前、又は
- (b) 6 月を過ぎて、
行ってはならない。

(3) 関連意匠の登録期間を最初の登録期間の満了から延長した場合は、延長通知を意匠公報において公告し、意匠に関する登録番号を記載する。

規則 67A. s556/2005, wef01/09/2005 により削除

規則 68 情報に対する権利

(1) 関連意匠の登録期間の最初の登録期間の満了からの延長後に、かつ、ある者が請求を提出し附則 1 にいう適当な手数料を支払った場合は、登録官は、登録期間の延長申請(意匠の表現、見本又は試料を含む)に関して次のことを行う。

- (a) 請求を行う者に請求に定める情報を与えること、及び
- (b) その者に請求に定める書類の閲覧を許可すること

(2) 規則 30(3)及び(4)は、必要な修正を加えて、本条規則に基づく書類の閲覧に関して適用される。

附則 1 (規則 3(1), 規則 30(1)及び規則 68(1))手数料

番号	事項	対応する規則	手数料	対応する様式
1	登録出願人又は登録保有者の名称及び／又は住所の変更又は訂正請求, 又は書類送達のための住所の変更請求 (a) 電子オンラインシステムにより提出する場合 (b) 電子オンラインシステム以外の方式により提出する場合	7(4), 66	\$ 15 \$ 21	D1 D1
2	代理人の指名又は交替の通知 (a) 電子オンラインシステムにより提出する場合 (b) 電子オンラインシステム以外の方式により提出する場合	8(3)	\$ 12 \$ 17	D2 D2
3	意匠法第 11 条に基づく意匠登録出願 (a) 電子オンラインシステムにより提出する場合 (b) 電子オンラインシステム以外の方式により提出する場合	13	意匠ごとに \$ 250 意匠ごとに \$ 270	D3 D3
4	意匠法第 14 条に基づく意匠登録出願の取下	23	無料	D4
5	意匠法第 15 条に基づく意匠登録出願の修正申請 (a) 電子オンラインシステムにより提出する場合 (i) 文字のみに関する修正 (ii) 表示のみ又は表示及び文字に関する修正	24	\$ 40 \$ 45	D5 D5
	(b) 電子オンラインシステム以外の方式により提出する場合 (i) 文字のみに関する修正 (ii) 表示のみ又は表示及び文字に関する修正		\$ 50 \$ 55	D5 D5
6	意匠法第 16 条に基づく意匠登録出願の回復を求める請求	25	\$ 40	D6
7	意匠法第 28 条及び規則 68 に基づく情報及び書類の閲覧を求める請求	30, 68	\$ 6	---
8	意匠法第 55 条(3)に基づく登録簿の記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本を求める申請 (a) 電子オンラインシステムにより提出する場合 (b) 電子オンラインシステム以外の方式により提出する場合	32	\$ 30 \$ 36	D7 D7
9	意匠法第 57 条に基づく登録簿の誤記の訂正を求める申請 (a) 電子オンラインシステムにより提出する場合 (i) 文字のみに関する修正 (ii) 表示のみ又は表示及び文字に関する修正	33	\$ 40 \$ 45	D5 D5
	(b) 電子オンラインシステム以外の方式により提出する場合 (i) 文字のみに関する修正 (ii) 表示のみ又は表示及び文字に関する修正		\$ 50 \$ 55	D5 D5
10	意匠法第 21 条及び意匠法附則の第 3 項(6)に基づく意匠登録期間の延長を求める申請	35		D8

	(a)最初の5年間 (i)電子オンラインシステムにより提出する場合 (ii)電子オンラインシステム以外の方式により提出する場合		登録ごとに \$ 200 登録ごとに \$ 220	D8 D8
	(b)第2期の5年間 (i)電子オンラインシステムにより提出する場合 (ii)電子オンラインシステム以外の方式により提出する場合		登録ごとに \$ 300 登録ごとに \$ 330	D8 D8
	(c)第3期の5年間 (i)電子オンラインシステムにより提出する場合 (ii)電子オンラインシステム以外の方式により提出する場合		登録ごとに \$ 400 登録ごとに \$ 440	D8 D8
	(d)第4期の5年間 (i)電子オンラインシステムにより提出する場合 (ii)電子オンラインシステム以外の方式により提出する場合		登録ごとに \$ 500 登録ごとに \$ 550	D8 D8
11	意匠法第21条(5)及び意匠法附則の第3項(6)に基づく意匠登録期間延長の遅延申請	--	項目10に基づく手数料に加えて、登録ごとに\$50	--
12	意匠法第34条に基づく登録意匠における権利に影響を与える取引の詳細を登録するための申請	37(1)	\$ 80	D9
13	意匠法第35条に基づく意匠登録出願に関する取引の通知の提出	37(1)	\$ 80	D9
14	意匠法第34条に基づき登録された取引の詳細を補正する申請	37(4)	\$ 40	D10
15	登録簿における譲渡抵当権者又は実施権者としての主張の取消申請	38(1)	\$ 30	D11
16	意匠法第26条に基づく登録放棄の通知の提出	39(1)	\$ 40	D12
17	意匠法第27条に基づく意匠登録の取消を求める申請	40(1)	\$ 400	D13
18	反対陳述書の提出	41(1)	\$ 320	D14
19	聴聞への出頭通知の提出	48(3)	\$ 450	D15
20	期間延長請求 電子オンラインシステムにより提出する場合を含むいずれの方式による場合も	57(1)	無料	D16
21	裁判所の命令、宣言又は証明書の登録官への提出(項目12又は項目13にいう申請/出願に関するものを除く)	62	\$ 60	D17
22	最初の登録期間満了での連合王国で登録されていた意匠の登録期間の延長を求める申請	67(1)	\$ 220	D18
22A	登録官が出す算定金額に関する証明書	56E	\$ 80	D19
23	意匠法第55条に基づく登録簿の閲覧並びに書類及びコンピュータ出力の写しの入手			

	(a) ファイルあたりの各検索		30 分以内ごとに \$ 2	
	(b) 閲覧室に置かれた書類の			
	(i) プリペイドカードを利用した各ページ又はその一部のセルフサービスによる写真複写		\$ 0.15	
	(ii) 登録局の職員による各ページ又はその一部の写真複写		\$ 0.30	
	(c) 登録局の職員による他の書類の各ページ又はその一部の写真複写		\$ 0.30	
	(d) 登録局の電子データベースからのコンピュータ出力の各ページ		\$ 0.30	
24	意匠公報の写しの購入		\$ 10	--
25	決定の理由を求める請求		\$ 700	
26	再公告を求める請求		\$ 75	

附則 2 (規則 4(3)) 様式(省略)

附則 3 (規則 19(2), 規則 22, 規則 26, 規則 28 及び規則 31)物品の分類

第 1 類 食料品

- 01-01 パン類, ビスケット, 練り菓子, マカロニ及びその他の穀物製品, チョコレート, 糖菓, 氷菓
- 01-02 果物及び野菜
- 01-03 チーズ, バター及びバター代用品, その他の乳製品
- 01-04 食肉(豚肉製品を含む), 魚
- 01-05 [空欄]
- 01-06 動物用食品
- 01-99 雑

第 2 類 衣料品及び小間物

- 02-01 下着, ランジェリー, コルセット, ブラジャー, 寝巻
- 02-02 衣類
- 02-03 帽子類
- 02-04 履物, ソックス及びストッキング
- 02-05 ネクタイ, スカーフ, ネッカチーフ及びハンカチーフ
- 02-06 手袋
- 02-07 小間物及び衣類アクセサリ
- 02-99 雑

第 3 類 旅行用品, ケース, パラソル及び身の回り品で, 他で明記されていないもの

- 03-01 トランク, スーツケース, ブリーフケース, ハンドバック, キーホルダー, 内容物に応じて特にデザインされたケース, 札入れ及び類似の物品
- 03-02 [空欄]
- 03-03 傘, パラソル, 日除け及びステッキ
- 03-04 扇
- 03-99 雑

第 4 類 ブラシ類

- 04-01 清掃用ブラシ及びほうき
- 04-02 洗面室用ブラシ, 衣類ブラシ及び靴ブラシ
- 04-03 機械用ブラシ
- 04-04 塗装用刷毛, 調理用ブラシ
- 04-99 雑

第 5 類 長尺繊維品, 人造及び天然のシート状材

- 05-01 紡績品
- 05-02 レース
- 05-03 刺繍

- 05-04 リボン，組紐及びその他の飾り仕上げ
- 05-05 布地
- 05-06 人造又は天然のシート状材
- 05-99 雑

第6類 家具

- 06-01 ベッド及び椅子
- 06-02 [空欄]
- 06-03 テーブル及び類似の家具
- 06-04 収納家具
- 06-05 複合家具
- 06-06 その他の家具及び家具部品
- 06-07 鏡及びフレーム
- 06-08 衣類ハンガー
- 06-09 マットレス及びクッション
- 06-10 カーテン及び室内ブラインド
- 06-11 カーペット，マット及び床敷き
- 06-12 タペストリー
- 06-13 毛布及びその他のカバー類，家庭用リネン
- 06-99 雑

第7類 他で明記されていない家庭用品

- 07-01 陶磁器，ガラス製品，皿及びその他同類の物品
- 07-02 調理器具，用具及び容器
- 07-03 食卓用刀，フォーク及びスプーン
- 07-04 食物及び飲物を用意するための手で操作する器具及び用具
- 07-05 アイロン並びに洗濯用，清掃用及び乾燥用具
- 07-06 その他の食卓用具
- 07-07 その他の家庭用容器
- 07-08 暖炉用品
- 07-99 雑

第8類 工具及び金物類

- 08-01 穴をあけ，砕き又は掘るための工具及び用具
- 08-02 ハンマー及びその他の類似工具及び用具
- 08-03 切断用の工具及び用具
- 08-04 ねじ回し及びその他の類似工具及び用具
- 08-05 その他の工具及び用具
- 08-06 ハンドル，把手及び蝶番い
- 08-07 施錠又は閉鎖装置
- 08-08 他の類に含まれない固定具，支持具又は取付け具

- 08-09 ドア用，窓用及び家具用の固定金具及び取付け金具並びに類似の物品
- 08-10 自転車用架台
- 08-99 雑

第9類 品物の運搬用又は取扱用の包装及び容器

- 09-01 瓶，フラスコ，鉢，箱入り大型ガラス瓶，籠入り細口大型瓶及び自動分配装置付き容器
- 09-02 貯蔵缶，ドラム缶及び樽
- 09-03 箱，ケース，容器，（保存用）ブリキ缶又は缶
- 09-04 大型バスケット，木枠及びバスケット
- 09-05 袋，小袋，チューブ及びカプセル
- 09-06 ロープ及び巻き付け材
- 09-07 閉め具及び付属品
- 09-08 フォークリフト用パレット及びプラットフォーム
- 09-09 廃棄物用コンテナ及びそのための台
- 09-99 雑

第10類 固定式時計及び携帯時計並びにその他の計測器，検査用及び信号器械

- 10-01 固定式時計及び目覚まし時計
- 10-02 懐中時計及び腕時計
- 10-03 その他の計時器
- 10-04 その他の計測用の器械，機器及び装置
- 10-05 検査用，保安用又は試験用の器械，機器及び装置
- 10-06 信号機器及び装置
- 10-07 計測用，検査用及び信号用器械のケーシング，箱，文字盤，針及びその他のすべての部品及び付属品
- 10-99 雑

第11類 装飾品

- 11-01 宝飾品
- 11-02 小装身具類，食卓用，暖炉棚用及び壁用の飾り，花瓶並びに植木鉢
- 11-03 メダル及びバッジ
- 11-04 造花，人造の果物及び植物
- 11-05 旗，祭りの飾り物
- 11-99 雑

第12類 輸送又は昇降の手段

- 12-01 動物が牽引する輸送手段
- 12-02 手押しカート，手押し一輪車
- 12-03 機関車及び鉄道車両並びにその他のすべての軌条輸送手段
- 12-04 懸吊運搬設備，座席リフト及びスキーリフト

- 12-05 荷積み又は搬送のためのエレベーター及びホイスト
- 12-06 船舶及びボート
- 12-07 航空機及び宇宙船
- 12-08 自動車，バス及びトラック
- 12-09 トラクター
- 12-10 道路用車両トレーラー
- 12-11 自転車及びオートバイ
- 12-12 乳母車，病人用車椅子，担架
- 12-13 特殊目的の輸送手段
- 12-14 その他の輸送手段
- 12-15 乗物用のタイヤ及び滑り止めチェーン
- 12-16 他の類又は副類に含まれない輸送手段用の部品，装置及び付属品
- 12-99 雑

第13類 発電設備，配電又は変圧器

- 13-01 発電機及びモーター
- 13-02 変圧器，整流器，電池及び蓄電池
- 13-03 電力の配電又は制御用の機器
- 13-99 雑

第14類 記録，通信又は情報検索用機器

- 14-01 音声又は映像の記録用又は再生用機器
- 14-02 データ処理機器並びに周辺機器及び装置
- 14-03 通信機器，無線遠隔制御装置及びラジオ増幅装置
- 14-99 雑

第15類 他で明記されていない機械

- 15-01 エンジン
- 15-02 ポンプ及びコンプレッサー
- 15-03 農業機械
- 15-04 建設機械
- 15-05 洗濯，清掃及び乾燥用機械
- 15-06 必須部品を含む織物用，縫製用，編み物用及び刺繍用機械
- 15-07 冷凍機械及び機器
- 15-08 [空欄]
- 15-09 工作機械，研磨及び鑄造機械
- 15-99 雑

第16類 写真用，映画用及び光学用機器

- 16-01 写真用カメラ及び映画用カメラ
- 16-02 映写機及びビューアー

- 16-03 写真複写機器及び引き伸ばし機
- 16-04 現像機器及び装置
- 16-05 付属品
- 16-06 光学物品
- 16-99 雑

第 17 類 楽器

- 17-01 鍵盤楽器
- 17-02 吹奏楽器
- 17-03 弦楽器
- 17-04 打楽器
- 17-05 自動演奏楽器
- 17-99 雑

第 18 類 印刷機及び事務用機械

- 18-01 タイプライター及び計算機
- 18-02 印刷機
- 18-03 活字及び活字面
- 18-04 製本機械，印刷業用けとぼし，断裁機及び調整仕上げ機(製本用)
- 18-99 雑

第 19 類 文房具及び事務用機器，美術用具及び教材

- 19-01 筆記用紙，通信用及び通知用のカード
- 19-02 事務用機器
- 19-03 カレンダー
- 19-04 書籍及び類似の外観を有するその他の物
- 19-05 [空欄]
- 19-06 手書き，素描，絵画，彫刻，彫版及びその他の芸術技法のための用具及び器具
- 19-07 教材
- 19-08 その他の印刷物
- 19-99 雑

第 20 類 販売及び広告装置，標識

- 20-01 自動販売機
- 20-02 展示及び販売装置
- 20-03 標識，看板及び広告装置
- 20-99 雑

第 21 類 ゲーム，玩具，テント及びスポーツ用品

- 21-01 ゲーム及び玩具
- 21-02 体操及びスポーツ用器具及び用具

- 21-03 その他の娯楽及び遊戯用品
- 21-04 テント及びその付属品
- 21-99 雑

第 22 類 武器，花火用品，狩猟，漁猟及び害虫駆除用品

- 22-01 発射器
- 22-02 その他の武器
- 22-03 弾薬，ロケット及び花火用品
- 22-04 標的及び付属品
- 22-05 狩猟及び漁猟用具
- 22-06 わな，害虫駆除用品
- 22-99 雑

第 23 類 流体供給装置，衛生用，暖房用，換気用及び空調用装置，固形燃料

- 23-01 流体供給装置
- 23-02 衛生機具
- 23-03 暖房装置
- 23-04 換気及び空調装置
- 23-05 固形燃料
- 23-99 雑

第 24 類 医療及び実験室用機器

- 24-01 医師，病院及び実験室用の機器及び装置
- 24-02 医療器械，実験室用器械及び用具
- 24-03 補綴品
- 24-04 負傷手当用，看護用及び医療用具
- 24-99 雑

第 25 類 建築ユニット及び建設要素

- 25-01 建築資材
- 25-02 プレハブ又は組立て建築用部品
- 25-03 家屋，ガレージ及びその他の建物
- 25-04 階段，はしご及び足場
- 25-99 雑

第 26 類 照明器具

- 26-01 燭台及び枝付き燭台
- 26-02 トーチ及び手提げランプ及びカンテラ
- 26-03 公共照明設備
- 26-04 電気的か否かを問わず光源
- 26-05 電球，フロアスタンド，シャンデリア，壁灯及び天井灯，ランプシェード，反射鏡，

写真及び映画のプロジェクター用ランプ

26-06 輸送手段用発光装置

26-99 雑

第 27 類 たばこ及び喫煙具

27-01 刻みたばこ，葉巻及び紙巻きたばこ

27-02 パイプ，葉巻及び紙巻きたばこ用のホルダー

27-03 灰皿

27-04 マッチ

27-05 ライター

27-06 葉巻ケース，紙巻きたばこケース，刻みたばこ用壺及び袋

27-99 雑

第 28 類 医薬品及び化粧品，洗面室用品及び設備

28-01 医薬品

28-02 化粧品

28-03 洗面室用品及び美容院設備

28-04 かつら，つけ毛

28-99 雑

第 29 類 防火用，事故防止用及び救難用機器及び設備

29-01 防火用機器及び設備

29-02 他で明記されていない事故防止及び救難用機器及び設備

29-99 雑

第 30 類 動物の世話及び扱いのための物品

30-01 動物用衣類

30-02 檻，鳥かご，犬小屋及び類似の収容小屋

30-03 給餌器及び給水器

30-04 馬具

30-05 鞭及び突き棒

30-06 寝床及び巢

30-07 止まり木及びその他の鳥かご付属品

30-08 しるし付け具，しるし及び枷

30-09 馬つなぎ杭

30-99 雑

第 31 類 他で明記されない，食物又は飲物を用意するための機械及び器具

31-00 他で明記されない，食物又は飲物を用意するための機械及び器具

第 99 類 雜

99-00 雜

附則 4 (規則 56D(1))費用の額

項目	事項	金額
手続の開始		
1	理由の陳述書を含む, 意匠登録の取消申請書の作成及び提出	\$ 300
2	答弁書の作成及び提出	\$ 300
3	取消手続の証拠の準備及び提出	法定宣言書あたり \$ 300 ~ \$ 1600
4	項目 1, 2 及び 3 に定める書類に対する応答の再審理	書類あたり \$ 150 ~ \$ 800
中間手続		
5	すべての中間手続に対する準備	\$ 50 ~ \$ 500
6	すべての中間手続への出席	\$ 50 ~ \$ 500
聴聞への出席のための準備		
7	聴聞のための準備	\$ 500 ~ \$ 2,000
8	聴聞への出席	\$ 200 ~ \$ 800
9	聴聞に出頭を求められた証人の一般費用及び交通費	専門家である場合は, 1 日あたり \$ 100 ~ \$ 200 まで 専門家でない場合は, 1 日あたり \$ 50 ~ \$ 100 まで
算定		
10	費用請求書の作成	フォリオあたり \$ 5
11	算定の出席及び登録官の証明書又は命令書の取得	\$ 100 - \$ 300